

縣營失業救濟事業労働争議

- 一、經營主体 福岡縣
- 二、争議發生の場所 門司市大里、企救郡松ヶ江村
- 三、事業種類 縣道開設工事（失業救濟事業）
- 四、従業員數 五二名
- 五、争議参加數 全員
- 六、争議發生 昭和八年一月二十四日
- 七、争議解決 全 一月二十六日
- 八、争議發生の原因  
本事業の労働賃金は市の失業救濟事業の賃金に比し低額なる爲之を値上げすべく一月二十四日朝次の要求をなし直ちに罷業を决行す。

九、要求事項

1、従業時間

- 午前七時より午後五時迄とし休憩時間午前午後各々十五分間宛中食時一時間とす。
- 2、労働賃金  
市直營と同一に値上すること
- 3、事故其他  
イ、事故のため中途退業する場合は相當時間割賃金を支拂ふこと  
ロ、労働者に對し無意識に壓制を加へざること  
ハ、現在の其日請負制度（トロ押のヤリ切り制度）を撤廢すること
- 十、争議の経過  
全従業員は一月二十四日午前六時過ぎ門司市大里戸上神社に集合、前記要求書に調印の上、代表者六名は門司市職業紹介所長の手を経て縣當局並に請負業者に交渉方を依頼す、越え